

議案第 27 号 三田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1 制定の趣旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、三田市乳児等通園支援事業において、これまで「乳児、幼児の区分ごとの定員」を定めていたところ、上記基準の改正に伴い乳児、幼児の区分を問わず「利用定員」の総数のみとするとともに、その他文言の修正を行うことから当該条例の一部を改正しようとするもの。

2 改正内容

(1) 利用定員を乳児、幼児の区分ごとを廃止し全体で定める規定とする。

【第 16 条第 1 項第 6 号】

(2) 特例保育を行う事業者に対する規定を追加する。

【第 22 条の 2】

(3) 文言の修正、追記、削除

ア 【第 9 条】

現行 乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件

改正後 乳児等通園支援事業者の職位の一般的要件

イ 【第 13 条】

現行 虐待等の防止

改正後 虐待等の禁止

ウ 【第 9 条、第 10 条、第 13 条、第 18 条、第 27 条】

現行 乳児等通園支援事業者

改正後 乳児等通園支援事業所

エ 【第 20 条第 3 項】

(ア)

現行 利用定員

改正後 利用定員 (子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号) 第 27 条第 1 項又は第 29 条第 1 項の確認において定める利用定員をいう。)

(イ)

現行 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項

改正後 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

オ 準用規定における読み替え部分を削除 【第 26 条】

3 施行期日

令和8年4月1日